



## 間もなく過半数代表者選挙が始まります！

### ● 過半数代表者とは？

各事業所において代表者を以下のように決定します。

労働者の過半数で組織する労働組合がある場合→過半数労働組合の代表者

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合→労働者の過半数を代表する者

- 36協定の締結
- 労働安全衛生委員会
- 就業規則の一部改正に伴う意見聴取

など“労働者側の立場”に立って話し合いを行います。

電通で発生した“新入社員が過労自殺に追い込まれた事件”など

「サービス労働」「過剰勤務」や会社による「パワハラ」「セクハラ」が社会問題化しています。

過半数代表者は、問題が発生したり、発生する予兆がある場合は

労働者の立場で会社（現場長）に意見を述べ、適正な職場環境を会社に求めることが重要な役割です。

### ● 過半数代表者となることが出来る労働者の要件とは？

「労働基準法第41条第2号に規定する**管理監督者でないこと**」

◆ 管理監督者とは…

一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一般的な立場にある人

過半数代表者の選出に当たっては、管理監督者に該当する可能性のある人は避けた方が良いのです！

労働基準監督署では、過半数代表者となれる人は「36協定の意義」から

**「会社に対してきちんと意見を述べられる人が望ましい」**

との見解です！

### ● これまでの職場の過半数代表者の実態は！？

これまでも過半数代表者と会社間で「36協定の締結」や「就業規則の一部改正に伴う意見聴取」は行われてきましたが、残念ながら多くの職場の代表者は、会社に対して意見も述べることもなく、会社に言われるままに受け入れている実態があります。

**会社（現場長）に意見を述べられる、  
きちんと“代表者の役割を果たせる”候補者を選ぼう！**